

令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出事業 企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出事業

2 業務の趣旨・目的

今後、国内旅行市場の縮小が見込まれる中、インバウンド需要の取り込みは地域観光産業の持続的な発展に向けた重要な課題となっている。

本事業は、群馬県に存在する多様で魅力的な観光資源や体験コンテンツを調査及び発掘、インバウンド需要に対応した形で磨き上げ・インバウンド受入体制整備を行うことで、訪日外国人旅行者の誘客を促進することを目的とする。

また、作成したコンテンツの利用促進を通じて来県者数および宿泊者数の増加、ならびに観光消費額の拡大を図り、その効果を地域のコンテンツ事業者のほか、宿泊業・飲食業・交通事業者等へ波及させることで、地域経済への幅広い波及効果を創出する。

これにより、観光消費の拡大と地域産業の収益向上を通じて、持続可能な観光産業の確立を図る。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

事業費は金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ・国内に事業所を置く事業者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者。
- ・国税及び地方税を滞納していない者。
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 参加申込 令和8年6月29日（月）午後5時 必着
※詳細は、下記8のとおり
- (2) 質問受付 令和8年7月1日（水）午後5時 まで

- ※詳細は、下記9のとおり
- (3) 応募期限 令和8年7月 8日 (水) 午後3時 必着
- ※詳細は、下記10のとおり
- (4) 審査 令和8年7月 9日 (木) ~ 7月15日 (水)
- ※詳細は、下記11のとおり
- (5) 結果発表 令和8年7月中旬

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を電子メールにて提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年6月29日(月) 午後5時 必着
- (2) 提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係
電子メール: kankouka@pref.gunma.lg.jp
※件名を「【参加申込】令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出業務」としてください。
※電子メールにより参加申込書を提出した後は以下まで必ず連絡願います。
電話: 027-226-3384 (直通)

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年7月 1日 (水) 午後5時 必着
- (2) 質問様式 質問書(様式2)による。
- (3) 質問方法 電子メールによる。
- (4) 提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係
電子メール: kankouka@pref.gunma.lg.jp
※件名を「【質問事項】令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出業務」としてください。
※電子メールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。
電話: 027-226-3384 (直通)
- (5) 回答 質問に対する回答は、7月6日(月)までに質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、電子メールで回答します。

10 応募の手続き等

(1) 提出書類

- | | |
|--|----|
| ア 企画提案書表紙(様式3) | 1部 |
| イ 企画提案書本体(任意様式) | 1部 |
| ウ 業務実施体制表(様式4) | 1部 |
| エ 費用見積書(任意様式) | 1部 |
| 宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。 | |
| オ 会社概要(パンフレット等) | 1部 |
| カ 法人登記簿謄本(*) | 1部 |
| キ 決算書(*) | 1部 |
| ク 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)(*) | 1部 |
| ケ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」(様式6) | 1部 |
| コ その他、必要な資料(任意) | |

※企画提案書の様式等、必要書類については、提出期限までに群馬県ホームページからダウンロードすること。

※(*)印の付いた書類については、「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

(2) 提出方法・提出期限

- ア 提出方法 (3) の提出先あて、電子メールによる
イ 提出期限 令和8年7月8日(水)午後3時 必着

(3) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係

Email : kankouka@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【応募書類】令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出業務」とすること。

※電子メールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。

電話：027-226-3384（直通）

(4) その他の注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなします。提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象となりません。
- ・本業務は、内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。

11 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。

なお、審査結果は、令和8年7月中旬を目途に、応募者全てに文書により通知します。

(審査基準)

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、独自性、構成内容、オリジナリティ）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、業務実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

12 契約

- ・上記11において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・本業務により得られた成果（撮影した写真・動画の著作権を含む）は、群馬県に帰属します。